

グリーンプラン・パートナーシップ事業審査委員会の意見を踏まえた総評（平成27年度公募分）

■ 高い評価を得た計画内容の例

- ・ 地域の特性を踏まえて効果的に低炭素化を進める事業が計画されており、地方公共団体の強い主体性や民間団体と地方公共団体との強い連携が見られ、事業実施によって地方公共団体実行計画（区域施策編）が大きく推進される見込みがある。
- ・ 補助事業を核として地域への低炭素設備の普及が進み、地域の低炭素化に大きく貢献することが見込まれる。
- ・ 生物多様性や地域経済活性化等の地域の課題解決にも資する事業形成を目指している。
- ・ （2号事業について）本事業による調査の内容が具体的で、実施後、設備導入に移行できる見込みが高く、かつ地域における事業効果が高い。
- ・ 域内外において今後のモデルとなり得る。

■ 低い評価となった計画内容の例

（各号事業共通）

- ・ 「グリーンプラン・パートナーシップ事業」という名称のとおり、本補助事業は、事業者においては地方公共団体と連携して地方公共団体実行計画等に計上された事業をモデル的に実施することにより同計画を推進するためのものであるが、取組が一事業者に留まる、モデル性に欠けるなど、その理解が十分でない。
- ・ 申請事業者と事業を実質的に企画している者が異なること等により、申請事業者自身が事業の趣旨・内容等を十分に理解していない例が見受けられた。この場合、申請事業者と当該地方公共団体との事業連携が不明確であり、かつ、補助事業実施後の事業管理等が適切になされない恐れがある。
- ・ 事業実施量の分析（その結果を地方公共団体の域内のCO₂削減にどうかすか、今後、域内に設備普及を図るうえで適切な量か等）ができていないため、事業実施に伴う域内の地球温暖化対策の具体的な進展等があるとはみなし難い。
- ・ 事業実施により生まれる副次的効果（CO₂削減以外の地域の課題解決等）が乏しい。

(1号事業について)

- ・(申請主体が民間事業者である案件につき) 実施中や実施後における地方公共団体と連携した具体的な取組が示されていないなど、実施による地域の低炭素化の進展が十分に期待できる計画となっていない。
- ・低炭素設備の普及に当たっての課題分析、普及見込み量の分析、普及に当たっての具体的な取組が示されていないなど、取組の域内への普及方針につき十分な具体性・確実性がない。
- ・(大規模事業である案件につき) 域内外における類似の展開が期待できる事業の見込み量や当該事業により克服できる普及障壁の分析等が考察されておらず、事業のモデル性が十分説明できていない。
- ・域内のCO₂排出分析につき、定量的な分析が十分になされておらず、事業の必要性が十分説明されていない。
- ・地域における事業の位置づけ等が十分考察されておらず、事業の実施が地方公共団体実行計画の推進に資することの説明が十分でない。

(2号事業について)

- ・調査の内容や課題設定が明確でない。
- ・事業の実施場所、事業実施者が決まっていないなど、設備導入に向けた確実性が低い。
- ・域内への普及方針につき、十分な具体性・確実性がない。
- ・域内のCO₂排出分析につき、定量的な分析が十分になされておらず、事業の必要性が十分説明されていない。
- ・地域における事業の位置づけ等が十分考察されておらず、事業の実施が地方公共団体実行計画の推進に資することの説明が十分でない。

以上